

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	大阪市 後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、後期高齢者医療事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

後期高齢者医療事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基く条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①後期高齢者医療の資格に関する事務 ②後期高齢者医療の賦課に関する事務 ③後期高齢者医療の収納に関する事務</p> <p>※被保険者資格管理に必要な住民基本台帳を入手し、大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に移転し、被保険者情報の移転を受ける。保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に移転する。広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料期割通知書・納付書を被保険者に送付する。徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理し、広域連合へ移転する。</p> <p>また、被保険者からの各種証申請・給付支給申請の受付を行い、区役所等に設置された広域連合の端末に入力する事務を行う。</p>
③システムの名称	・国民健康保険等システム(うち、後期高齢者医療システム) ・統合基盤システム ・大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 第59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	福祉局長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 電話: 06-6208-7961 ファックス: 06-6202-4156

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年1月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年1月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	(表紙)公表日	平成27年7月31日	平成28年8月31日	事後	
平成28年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・国民健康保険等システム(うち、後期高齢者医療システム) ・大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム	・国民健康保険等システム(うち、後期高齢者医療システム) ・統合基盤システム ・大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
平成28年8月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局長 西嶋 善親	福祉局長 諫山 保次郎	事後	
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成27年2月4日 時点	平成28年5月25日 時点	事後	
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成27年2月4日 時点	平成28年5月25日 時点	事後	
平成30年11月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基く条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基く条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。	事後	
平成30年11月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の項	1. 番号法第9条第1項 別表第一 第59の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第46条	事後	
平成30年11月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成28年5月25日 時点	平成30年1月25日 時点	事後	
平成30年11月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成28年5月25日 時点	平成30年1月25日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	I 関連情報 5. 実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局長 諫山 保次郎	福祉局長	事後	